

建久七年の九条兼実「関白辞職」

遠城, 悦子 / ENJO, Etsuko

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

46

(開始ページ / Start Page)

59

(終了ページ / End Page)

79

(発行年 / Year)

1994-03-24

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00011192>

建久七年の九条兼実「関白辞職」

遠城悦子

はじめに

建久七年（一一九六）十一月、九条兼実は関白ではなくなり、兼実の弟兼房も太政大臣を上表する。いわゆる「建久七年の政変」である。この「政変」は、一般には次のようにとらえられている。すなわち、朝廷内における反兼実派である源通親は、丹後局らと兼実を失脚へと導く策略をめぐらし、建久七年十一月に兼実に陰謀ありと上奏した。

このことによって、兼実の娘後鳥羽中宮任子は、兼実排斥の空気に包まれた内裏にとどまることができず、同月二十四日に八条院に移り、翌二十五日には兼実が罷免されて、兼房も太政大臣の地位を追われた。そして、反兼実派によるこの計画を、兼実の盟友であるはずの源頼朝は黙認して

いた。娘大姫を後鳥羽天皇の後宮に入内させようとしていた頼朝は、先の建久六年（一一九五）の上洛時に、丹後局にその斡旋を依頼し、すでに兼実を見限っていた¹⁾と。つまり、「政変」Ⅱ「クーデター」的なとらえ方がなされている。この理解は、頼朝が建久元年（一一九〇）に上洛して以後、頼朝は兼実を見限り始め、建久六年（一一九五）の上洛時にはそれが決定的なものとなったことを前提としている。そして、この理解は、主として『愚管抄』の記述内容に立脚している。

しかし、以前、旧稿²⁾において考察を試みたところ、建久元年（一一九〇）の上洛時には、頼朝と兼実の間の結束は更に強固なものとなったことがうかがわれた。また、建久六年（一一九五）の上洛時においては、頼朝は兼実と三回

に及ぶ会談を重ね、兼実に対する頼朝の姿勢に変化は見出せなかった。さらに、頼朝の大姫入内計画は、頼朝と政子の、娘に対する親心から生じた私的な縁談であり、兼実も頼朝を天皇の外戚の地位を争う政敵とは見なしていない。頼朝には、大姫を入内させることによって天皇の外祖父になろうとする意図はなかったのである。頼朝の大姫入内計画が兼実失脚の引き金になったとは考え難い。

また、通説的理解が、主として『愚管抄』に立脚していることも疑問である。この時期を知る記録としては、『玉葉』『明月記』『三長記』等が挙げられる。しかし、管見の限りにおいては、これらの記録類にもとづいての、建久七年の政変に関する研究は、まだなされているとは言いがたい。『愚管抄』とこれらの記録類のどちらを理解の拠り所とするかは、史料価値の観点からみれば、前者よりも、後者の方が信憑性は高いといふべきであらう。したがって、通説的理解には検討の余地があるといえよう。

本稿は、このような観点から、建久七年の「政変」について、再考察を試みようとするものである。

一 兼実の「辞職」と兼房の「上表」

建久七年の「政変」について、従来は、兼実と兼房はそ

れぞれ閑白と太政大臣を辞めさせられ、中宮任子は内裏を追われた、と三人が他の圧力により、受動的にそうさせられたと見なされている。

ところが、『玉葉』建久七年（一一九六）正月十七日条に、次のように記されている。

太相国被_レ来、可_二上表_一事、被_二示合_一也、不_レ可_二被_一早了_二由_一了_一、

この記事からいえることは、すでに建久七年正月の時点で、兼実と兼房が上表することを前もって相談しているということである。そして、「政変」直前の『三長記』建久七年十一月十八日条には、次のように記されている。

窮屈無_レ術、然而相扶参_二殿下_一、而諸人作_二色_一、驚相尋之_二处_一、輔弼可_二令_レ退_一給_二之_一由巷説噉々、此事兼日頗有云々、然而不_レ存_二只今_一之由、

ここで注目したいのは、傍線部の解釈である。この部分を読み下すと、次のようになる。

輔弼、退_二か_一しめ_二給_一ふべき_二（の由）

これを品詞分解すると、（A）動詞「退く」の未然形、（B）尊敬の助動詞「しむ」の連用形、（C）尊敬の助動詞「給ふ」の終止形、（D）未来・推量の助動詞「べし」の連体形、となる。通説の観点からとらえると、（B）は、

使役の助動詞と見なされるであろう。使役の助動詞も動詞の未然形に接続する。しかし、この場合は、(B)の下に尊敬の助動詞の(C)「給ふ」がきているから、(B)は尊敬の助動詞でなければならない。なぜならば、文法上、尊敬の助動詞「しむ」は、尊敬の助動詞「たまふ」などと共に用いられるからである。このような「令(しむ)」と「給(たまふ)」の併用は、『三長記』ではよく使われている。例えば、「殿下令^③申給^④曰(殿下、申さしめ給ひて曰く)、「殿下令^④取^⑤御裾^⑥給(殿下、御裾を取らしめ給ふ)、「殿下令^⑤下^⑥御休幕^⑦給(殿下、御休幕を下ろさしめ給ふ)、「殿下又有^⑥令^⑦申給^⑧旨也(殿下、また申しめ給ふ旨あるなり)と、「令(しむ)」と「給(たまふ)」が対となつて使われている。これらは、『三長記』の著者藤原長兼が、殿下(兼実)の行動を記す際に、殿下に最大の敬意を払つて用いている「二重敬語」である。このような用例は、『三長記』に限らずよくみられるものであり、また、

古典文学作品においても、その文の主語になる人物が著者からみて高貴な人物である場合、この「二重敬語」が使われている。例えば、「駅の長のいみじく思へる気色を御覧じて、作らしめ給ふ詩、いとかなし」(『大鏡』時平)、「十五日の夜、一院第二皇子、ひそかに入寺せしめ給ふ」(『平

家物語』四、山門)などが挙げられる。これらの事例をふまえると、傍線部(B)「しむ」は、(C)「給ふ」と共に二重敬語として用いられている、尊敬の助動詞である。したがって、傍線部は、「輔弼(兼実)」が(関白を)「辞職なさるらしい」と解釈されよう。兼実は、弟兼房と共に、辞めさせられたのではなく、自ら辞職する決意を固めていたのである。

では、兼実と兼房はどのようにして関白と太政大臣を辞めたのであろうか。兼実は、「以^⑦頭右兵衛督^⑧令^⑨辞申給云々、不^⑩被^⑪進^⑫御上表云々」と、上表の手続きを踏まずに、一条高能を介して辞職を申し出ている。一方、兼房は、兼実が辞職を申し出た数日後に上表したものの勅答がなく、再三の上表が受理されずに難航している。通説の観点からすれば、兼房の上表に対して難色を示す朝廷側の姿勢は、三度の上表と見なされるであろう。しかし、兼房と朝廷との折衝にあたつた長兼は、このことについて、「至^⑬太政大臣者必可^⑭有^⑮勅答^⑯之由承及之上、旧例必御^⑰敷^⑱」(「勅答猶省略可^⑲宜^⑳之由有^㉑仰、恠奇也^㉒」(「参内、相待太相国上表之处、入^㉓夜有^㉔御消息、又延引之由也、数度延引尤奇也^㉕」)と記し、太政大臣の上表については必ず勅答がある規定であるにもかかわらず、再三の上表に勅答が無いことに

不審を抱いている。このことから、兼房の上表に対して難色を示す朝廷側の姿勢は、三度の上表ではなく、兼房の上表を受理しない、認めない姿勢であったと考えられる。

ところで、ここで留意したいのは、兼実があえて上表せずに、直接辞職を申し出たことである。兼実がこのような形をとったのは、上表の形をとると、朝廷がそれを受理しないであろうことを予測していたからではないだろうか。というのは、以前、次のようなことがあったからである。

元暦元年（一一八四）九月、当時右大臣であった兼実は、病氣を理由に右大臣を上表し、後任に息良通を任じてほしい意向を内密に院に申し入れ、上表文を提出したものの勅答を得られていない。¹⁴ 兼実の上表に対して後白河法皇は、

「光雅朝臣送_レ札云、御覽事猶可_レ勤仕_二者_一」¹⁵と、使者光雅を介し、上表を思いとどまるよう命じている。この法皇の命

に対し、兼実は「招_二法皇近臣藏人右少弁定長_一、謝_二辞退御覽之恐_一」¹⁶と、院近臣定長を介して、上表したことを詫びている。この時、兼実は「疎遠之身愁_レ在_二朝廷_一、於_二事損_一

面目_一、以_レ非_レ預_二譴責_一、生涯弥可_レ厭敷、雖_レ存_二此理_一不_レ遂_二其事_一、可_レ悲々々」¹⁷と記し、右大臣という要職にあるとはいえ、朝廷内では院近臣が幅をきかせ、有名無実の右大臣であることに厭世的となって上表を申し入れたものの、そ

れが受理されず悲嘆している。このことをふまえると、兼実は、関白辞職にあたり、この時の失敗に鑑みてあえて上表せず、単刀直入に辞職を申し出たものと考えられる。兼実は、「上表」が抑留されることを危惧し、直接「辞職」を申し出る非常手段をとったのである。

二 中宮任子の「行啓」

この「政変」に際しての中宮任子の行動についても、通説には検討の余地があると思われる。従来の理解では、任子は内裏を追われた、極言すれば追い出されたとみなされている。このことについて、『三長記』には次のように記されている。

参_二殿下_一、今夜中宮行_二啓八条殿_一、当_二太白方_一之由令_二啓達_一、（中略）事已露頭、仍中宮有_レ行_二啓于八条殿_一、予殊有_二存_一、

この記事は、長兼が、兼実が関白を辞職するという話を耳にした五日後の、建久七年（一一九六）十一月二十三日条に記されている。ここで留意したいのは、任子が八条殿へ赴くことが「行啓」と表記されていることである。通説が説くように、任子が中宮の地位を剝奪されたも同然に内裏から追われたとみなすには、皇后やそれに準ずる后妃の

外出を意味する「行啓」が使われていることは不自然ではないであろうか。このことを検討するにあたり、次の史料を参考としたい。

自^二仙洞^一走來告^レ之、仍俄馳走遣^二迎輿^一、是上臈為^二退出^一也、如此祇候、重及^二不思議沙汰^一者、忽可^レ失命之故也、且可^レ退出^二之由^一、准后同被^二相計^一之故也、

これは、時代は下るが、『後愚昧記』に記された、後円融天皇の後で後小松天皇の生母である三条厳子の、後円融上皇による刃傷事件に関する一史料である。事件の経緯について少し触れると、召しに応じなかった厳子に立腹した上皇が厳子に切りかかり、重傷を負った厳子は里邸に下がることとなった。史料中の上臈とは厳子のことである。ここで留意したいのは、厳子が里邸へ下がるのが「退出」と表記されていることである。事件の原因は、厳子が上皇の召しに応じなかったことにある。非のある、天皇の生母が里邸へ下ることが「退出」と表記されているのである。

このことを任子の場合になぞらえると、通説が説くように、任子が父兼実の関白罷免によって内裏から八条殿へ追われたのであれば、「行啓」ではなく「退出」と表記されるのではないであろうか。「行啓」と表記されている以上、任子は、八条殿へ「赴いた」と解釈するのが妥当と思

われる。

では、なぜ任子は、父兼実の関白辞職に際し、八条殿へ行啓したのであるうか。このことについて、『三長記』に記された次の史料に注目したい。

今日賀茂臨時祭也、参^二殿下^一、申^二中宮上御壺弥御装束事^一、仰云、依^二御憚^一不^レ可^レ昇給、然者不^レ可^レ有^二打出^一、於^二鋪設等^一者如^レ例奉^二仕^一之、

この記事は、『三長記』の著者長兼が、兼実辞職の噂を耳にした四日後、任子が八条殿へ行啓する前日の、建久七年（一一九六）十一月二十二日条に記載されている。この時兼実は、任子が毎年出席している賀茂臨時祭への出席を、今回は「御憚」がある理由で差し控えさせ、鋪設のみを行なうように指示している。この「御憚」は何を意味するのであるうか。この記事の四日前に、兼実の関白辞職は諸人の知るところとなっており、⁽²⁰⁾ついで兼実は、弟慈円の所領処分を奏上している。この、慈円の所領処分について、『三長記』には、「衆口嗷々事已露頭歟、天亡^二良弼^一歟、可^レ悲々々⁽²¹⁾」と記されている。慈円の所領処分は、兼実の関白辞職に際しての事前処理と思われる。⁽²²⁾もはや、兼実の関白辞職は決定的なものであり、長兼は「事已露頭歟、天亡^二良弼^一歟、可^レ悲々々⁽²³⁾」と悲嘆しているのであ

る。このことをふまえると、兼実は、自らの関白辞職の意向が諸人の知るところとなったことを「憚り」、任子が公衆の面前へ出ることを差し控えさせたものとみられる。

兼実の正式な関白辞職直前に、任子が八条殿へ行啓したのは、父兼実の関白辞職に伴い、任子は内裏を隠退する覚悟で——たとえどんなに天皇の寵が深くても、政治的に有力な後見人を失った后妃が不遇にならざるを得ないのは、一条天皇皇后定子の例から理解できよう——、娘昇子内親王を八条院の猶子としたり、⁽²³⁾以前から九条家を支援してきた女院のいる八条殿へ「行啓」したと考えられる。

三 「政変」と頼朝の関連

兼実の関白「辞職」を関白「罷免」とみなす従来の理解では、頼朝は通親等による兼実の関白罷免計画を黙認していたとされている。そこで、兼実の関白辞職後における頼朝の動きと、それに対する兼実の反応をみることにする。

「政変」の翌年の正月、『玉葉』建久八年（一一九七）正月二日条には、「午刻東札到来、此事聞驚也、誰言_レ之」と記され、頼朝から書状が来たと聞いた兼実は驚いている。また、翌建久九年（一一九八）正月にも、「自_二西山_一被_レ送_二頼朝卿札_一、無_二殊事_一」⁽²⁵⁾「今日東札到来、其詞快然、

還為_レ恐_二」⁽²⁶⁾と、相次いで頼朝から書状がもたらされている。

この時期、朝廷では、通親によって、後鳥羽天皇から土御門天皇への讓位がはかられ、頼朝はこの讓位に反対している。⁽²⁷⁾にもかかわらず、頼朝からの書状の内容が快事であることに、兼実是不審感を抱いている。また、正治二年（一二〇〇）正月にも、「自_二関東_一飛脚到来」⁽²⁸⁾と、頼朝から書状が到来している。

それよりも注目したいのは、『玉葉』建久九年正月四日条に記された次の記事である。

今日、頼朝卿札到来、被_レ免_二造作者_一、移徙又可_レ恐、早可_レ遂云々、可_レ有_二中宮入内之由_一、雖_二奏聞_一、依_二此仰_一、不_レ可_レ奏云々、

頼朝が任子の内裏復帰を画策しているのである。以上のことをふまえると、通説でとらえられている、頼朝は娘大姫の入内のために、反兼実派の通親等による兼実排斥計画を黙認していたという理解は再検討を要しよう。この理解は、兼実の関白辞職直後の、『三長記』の次の記事を典拠としていると思われる。

或人告示云、参_二九条殿之人_一、関東將軍成_レ咎、可_レ用心云々、此事不_レ可_レ信、縱又雖_レ成_レ咎、以_二御恩_一立

身之者不⁽²⁸⁾可⁽²⁹⁾有⁽³⁰⁾不⁽³¹⁾参⁽³²⁾、運命連⁽³³⁾天、宿報也、不⁽³⁴⁾可⁽³⁵⁾
 し、詔々々々、

通説的理解は、傍線部（A）のみに注視しているといえよう。しかし、『三長記』の著者長兼は、傍線部（B）において、（A）で記した風聞は信用するに足らない、たとえそれが事実であっても、自分はそれを意に介さないと述べている。現に長兼は、関白辞職後の兼実の許にも出入りし、尚かつ、新関白近衛基通の許にも出入りしている。⁽³⁰⁾

また、『三長記』には、次のような記事が記されている。

参⁽³⁶⁾関白殿、去夜前右大将申状等^{九条殿御時被⁽³⁷⁾仰⁽³⁸⁾、遣⁽³⁹⁾条⁽⁴⁰⁾返⁽⁴¹⁾事⁽⁴²⁾也、}
 奏聞、件状可⁽⁴³⁾申⁽⁴⁴⁾殿下⁽⁴⁵⁾之由、被⁽⁴⁶⁾仰⁽⁴⁷⁾下⁽⁴⁸⁾、仍持参也、

この記事は、兼実の関白辞職から十日後の、建久七年（一一九六）十二月五日条に記載されている。この記事から考えられることは、兼実の関白辞職からそれほど遡らない時期に、頼朝と兼実が政治的交渉を行っていたことである。従来の理解が説くように、頼朝が反兼実派による兼実罷免計画を黙認していたのであれば、頼朝は兼実と政治的交渉を持つことを極力避けたのではないであろうか。また、兼実を罷免する朝廷と頼朝の間に暗黙の了解が存在していたのであれば、この頼朝の返書は、左大弁が対応の如

何を奏聞するまでもなく、直接新関白基通の許へ転送されたであろう。その後、この頼朝からの返書に対し、朝廷から再度書状が発せられている。⁽³¹⁾この時の朝廷からの書状で、はじめて、頼朝は関白が兼実から基通に替わったことを知ったと想定される。

このように、兼実の関白辞職前後の朝廷と頼朝の間の書状の往復の経過をみると、先にあげた史料の傍線部（A）を事実とみなすには支障があると思われる。（A）に記されていることは、兼実が関白を辞職した日の『三長記』に「巷説縦横、記而無益、可⁽³²⁾以⁽³³⁾自⁽³⁴⁾耳⁽³⁵⁾」と記されているところの「巷説」の一種と見るべきであろう。予期せぬ事態の発生に混乱状態となった人々の間には、流言飛語が流れ易い。兼実の関白辞職は、頼朝の預かり知らぬ次元で行なわれたと見るべきである。

従来の理解では、頼朝は、建久元年（一一九〇）頃から兼実を見限り始めていたと見なされている。しかし、旧稿及びこれまで見てきたように、頼朝は兼実との同盟関係を崩していたとは見なし難い。むしろ、兼実の方が頼朝から離れていったと考えられる。というのは、頼朝の建久元年（一一九〇）の上洛時と建久六年（一一九五）の上洛時における、兼実の頼朝に対する態度に明らかな相違がみられ

るからである。

建久元年（一一九〇）の上洛時に、頼朝は、神社仏寺・朝廷・院・天皇・丹後局に、馬や金銀・絹布等を献上しているが、兼実には贈物をしたという記述は『吾妻鏡』『玉葉』に見られない。頼朝は、兼実には贈物をしなかったのである。にもかかわらず、兼実は頼朝の右近衛大将任官・権大納言補任を積極的に画策している。そのうえ、頼朝の帰途に際して、兼実は、「勲功賞大功田百町」が頼朝に宣下されるよう、朝廷に働きかけている。一方、建久六年（一一九五）の上洛時には、頼朝から贈呈された馬二匹に、兼実は「甚乏少」と不満をもらし、頼朝との会談についても、「談雑事」と消極的である。この時の兼実の頼朝に対する姿勢は、建久元年（一一九〇）の頼朝の上洛時に、頼朝との会談の内容を詳細に書き記し、その主旨に「所³⁷示之旨 太甚深也³⁸」と感銘した兼実とは、明らかにその態度が違っている。

このような、兼実の頼朝に対する態度の変化は何によるものであろうか。以前、旧稿³⁹において、頼朝の建久六年（一一九五）の上洛時に、頼朝が進呈した馬二匹を兼実が不満に思ったのは、兼実の「驕り」とみなした。この時期、兼実の娘後鳥羽中宮任子は、兼実が待望していた天皇

の子を懐妊し、里邸において着帯の儀を行なっている。旧稿では、任子の皇子出産を確信している兼実にとって、頼朝が献上した馬二匹の品は、将来の天皇の外祖父に献上する品としては少ないと感じたのであろうとみなした。このことをふまえると、兼実が頼朝に対して態度を変化させたのは、娘任子を中宮に立て、天皇の外戚への足場を築きつつあった兼実が、自らの外戚摂関の地位を確信し、頼朝に対して以前ほどの利用価値がないと判断したからであると考えられる。以上のことを考え合わせると、頼朝が兼実を見限り、反兼実派による兼実の排斥に荷担していたとは想定できないのである。

四 兼実の関白辞職の理由

（一）任子入内の破綻

前節までにおいて、兼実は関白を「罷免」されたのではなく、自ら辞職したことを述べてきた。では、なぜ兼実は関白を辞職したのであろうか。このことを考察するに際し、貴族社会における摂関政治の基盤を考慮に入れなければならない。当時、摂関たるに不可欠な要素は、天皇の外戚になることであった。

この要素を満たす第一段階として、「乱世」ではなく、

武家が台頭していない公家社会での摂政執政の理想が実現した兼実⁽⁴¹⁾は、娘任子⁽⁴²⁾を後鳥羽天皇の後宮に入内させる。文治五年（一一八九）四月に、兼実は後白河法皇から入内許可を取得し、「歎喜之思、千廻万廻⁽⁴³⁾」と大喜びしている。

そして、文治六年（一一九〇）正月の入内に先立つ、『玉葉』文治五年（一一八九）十一月二十八日条には、「淡海公者、我氏王胤出来給始也、其後継踵不絶、御堂者、累祖之中為帝外祖之人雖多、繁華之栄、莫過彼公、宇治殿以後、絶而無此事、為取其始終、尤可折申此兩所歟、入内之本意、只在皇子降誕者歟」と記されている。光明子を初めて皇族外から皇后として立て、藤原氏の天皇外戚の礎を築いた鎌足、外戚藤原氏の最大の栄華を極めた道長の兩人を模範とし、外祖父になれなかった頼通以来途絶えている、外戚摂関の繁栄を得ることが、兼実の任子入内の目的であった。

建久元年（一一九〇）四月に、入内以来祈願していた任子の中宮立后が実現し、あとはただ皇子誕生を待つばかりである。建久二年（一一九一）には、「今日女房三位殿見吉夢、可有皇子降誕、則可踐祚之吉瑞也、可悦々々、可感々々⁽⁴⁵⁾」と、女房が見た吉夢を、兼実は皇子降誕・踐祚の吉瑞と歓喜している。また、春日若宮祭への任子の奉

幣に際し、「中宮安子降誕皇子⁽⁴⁶⁾」^{是也}、⁽⁴⁶⁾「彼度被⁽⁴⁷⁾発諸社幣帛、為追彼例、可有奉幣也、七社」と、円融天皇を生んだ安子にあやかり、奉幣を七社に施している。さらに、任子主催の淵酔の宴を、「里亭儀、母后之時、多於里亭有此事、妻後常祇候禁裏、適雖在里亭、不可然⁽⁴⁷⁾」と、上東門院彰子が懷妊後、淵酔を里亭で開いた例にならい、任子の淵酔も里亭で開かせている。また、今まで欠いていた興福寺の本尊を、任子の沙汰として造立させたのも、「此事濫觴、光明皇后御願也、我氏繁花之起、以彼皇后為始、今当中宮后位之時、再造立靈像、実機感時至者歟⁽⁴⁸⁾」と、興福寺本尊の最初の発願者である光明皇后にあやかる意図を含んでいた。

しかし、入内してから四年経っても、いっこうに任子は懷妊しない。建久五年（一一九四）正月には、「於太神宮供養金泥心經六卷、以降聖阿闍梨為導師、中宮王子誕生御祈也、又春日神社同經一卷供養之、前大僧止為導師、各副布施物、余今日転読心經千卷、法樂太神宮、読百卷、法樂春日、皆王子誕生御祈也⁽⁴⁹⁾」と、大がかりな皇子誕生の祈禱が営まれている。兼実が、如何に皇子誕生を待ち望んでいたかが窺われる。その甲斐あってか、ようやく任子は懷妊する。建久六年（一一九五）三月の着

帯の儀では、「御帶可_レ召_レ之人、皆有_レ障、大將雖_レ吉例、初
度子為_レ女、仍余所_レ進也⁽⁵⁰⁾」と、最初にもうけた子が女子で
あった良経が腹帯を献することに難をつけ、兼実自らが任
子に腹帯を献じている。皇子を産んだ后妃の先例を踏襲
し、吉夢を確信している兼実にとって、生まれて来る子は
間違いなく男子であるはずであった。

ところが、建久六年（一一九五）八月、任子に生まれた
のは女子であった。『三長記』には、「抑日来可_レ皇子降誕_レ
之由、或有_レ靈夢、或依_レ偏天下一同謳_レ歌之、亦御祈等
超_レ過先御例、修法及_レ冊壇、御祈等目 録在別其外不_レ可_レ勝計、

寛弘以降藤氏后妃無_レ此儀、今有_レ此事、定皇子御歟之由世
推_レ之、今如此、頗以似_レ遺恨⁽⁵¹⁾」と記されている。今まで
の例以上に皇子降誕の修法を数多く営み、誰もが皇子誕生
を信じて疑わなかったところへ、それに反して皇女が生ま
れ、兼実をはじめ周囲の人々の落胆は相当なものであった
とうかがわれる。因みに、この皇女昇子内親王の『玉葉』
での初見は、誕生から一ヵ月後の、建久六年（一一九五）
九月一日条である。それでも、兼実は次の子に期待をかけ
ていたようである。『玉葉』同年十月一日条に、「或人夢
云、大一靈告、今冬、可_レ有_レ皇子懷孕之慶_二云々、仰而可_レ
信_二着胎_一」と記されている。

ここで気になるのは、皇子為仁を産んだ在子の存在であ
る。為仁が生まれるのは、建久六年（一一九五）十一月一
日のことであり、兼実が任子の第二子に期待をかけること
を記してから、僅か一ヵ月後のことである。このことを考
え合わせると、任子の次の子に期待するという、兼実のこ
の言葉は、余りにも暢気で樂觀的なものと受けとめられ
る。天皇の外祖父を目標しているのであれば、在子の存在
と、万が一在子に皇子が誕生した場合に対する対策を考じ
なければならぬ。しかし、兼実には、あたかも在子のこ
となど眼中にないような様子である。

この点については、金沢正大氏が次のような見解を示さ
れている。すなわち、在子は一般の女房として宮中に仕え
ており、任子の出産が公式儀式であったのとは異なり、在
子は密かに宮中から退出し、母親が再嫁している源通親の
庇護の下で、通親の政敵である兼実の目を避けて、極秘裡
に出産した⁽⁵³⁾、と。出産間近の在子に対する兼実の無関心さ
からすると、金沢氏の指摘は傾聴すべきものといえよう。
そこで、在子について検討してみたい。

在子に関する史料として、次の史料があげられる。

○今の御門の御諱は、為仁と申しき、御母は、能円法印
といふ人の娘宰相の君とて仕うまつられけるほどに、

この御門生まれさせ給ひて、後には内大臣の御子になり給ひて、末には承明門院ときこえき、かの大臣の北方の腹にて於はしければ、もとより後の於やたるに、御さいはひさへひき出給しかば、まことの御女にかはらず、この御門も、やがてかの殿にぞ養ひ奉らせ給ひける、⁽⁵⁴⁾

○承明門院は能円法師が女なれば、法師の女の国母なること先例もなければ、大納言の女の儀にて、院号よりさきに先准後の宣下ありし時も、源氏の人々職事に補して、振舞あはれけり、⁽⁵⁵⁾

これらの史料によれば、在子が通親の養女となるのは、為仁が誕生してからのことが確認できる。それまでは、在子は僧侶能円の娘として認識されており、後鳥羽天皇の子を懷妊したとはいえ、在子は単なる女房の一人に過ぎず、中宮任子のライバルに匹敵する存在ではなかったことがうかがわれる。また、在子の皇子出産の記事は、『玉葉』や『三長記』等の当時の記録にはその記述がなく、任子の皇女出産の記事がある『百鍊抄』にも、在子の出産の記事は記されていない。このことは、『僧侶の娘』である在子は、后妃ではなかったことを示しているといえよう。⁽⁵⁶⁾ それゆえ、兼実も注意を払っていなかったであろう。

ところで、在子については、通親が、任子を中宮にたてた兼実に対抗する目的で、在子を養女にして後鳥羽天皇の後宮に入れたとする見方がある。⁽⁵⁷⁾ しかし、前掲の在子についての史料を検討してみると、このとらえ方には首肯がたい。在子の出産以前においては、通親と在子は、養父・養女の関係になかったのである。通親は、在子が皇子を出産したことで、この母子を政治的に利用すべく、在子を養女に迎えたとみるべきであろう。

また、在子の産んだ皇子が為仁についても検討してみたい。まず、その出生の日については、十一月一日と十二月二日の二説がある。⁽⁵⁸⁾ そして、建久九年（一一九八）の即位に関して、記録には以下のように記されている。

○桑門之外孫曾無_レ例、而通親卿為_レ振_二外祖之威_一、
嫁_二彼外祖_一、
母了故也_二三才踐祚_一、為_二不吉例之由申出云々_一（中略）為_二桑門之孫_一、世人為_二奇異_一、為_二休其嘲_一、忘_二帝者之瑕瑾_一、同_二通親謀_一云々、愚哉、以_二小人人入魂_一為_二小童之才学_一、国家之滅亡_一、足可_二待歟_一、於_二占卜之吉兆_一、及孔子賦等之条者、如_二此之事_一、只依_二根元之邪正_一、有_二靈生之真偽_一也、通親忽補_二後院別当_一、禁裏仙洞可_レ在_二掌中_一歟、彼卿日来猶執_二国柄_一、
又謂_二土御門_一、
今仮_二外祖之号_一、独_二歩天下_一之体、只可_レ以_二目歟_一、

〔『玉葉』建久九年正月七日条〕

○親王宣旨、依「光孝天皇例」不可被宣下云々、(中略) 御名字事同議定、可被用為仁云々、(『三長記』建久九年正月九日条)

○皇子無親王宣旨、職事仰上卿云、以為仁皇子為皇太子、即可有讓位云々、是光仁之例云々、弓削法皇誰人乎、如何如何、此諱光範卿撰進云々、為人之音、如何如何、非為身事歟、尤可忌歟、其反音又院音也、尤可憚歟、(『明月記』建久九年正月十一日条)

これらの史料によれば、在子の産んだ皇子は、通親の孫ではなく、僧侶能円(のうゑん)の孫として認識されていたこと、「僧侶の外孫」の皇子の即位は前代未聞であったこと、親王宣下がされてなく、諱名が為仁とされたのも、建久九年に、通親による強行な踐祚に際して定められたこと、が明らかである。

ここで、皇嗣として誕生した皇子と、そうではない皇子との処遇の違いについてみてみたい。この点については、秋山喜代子氏が次のような見解を示されている。まず、皇嗣として誕生した皇子は、母親の里邸で誕生してからまもなく、母親の出産後の初度の入内とともに内裏に渡り、そ

れから親王宣下を受け、時期を見計らって東宮に擁立される。そして東宮は、父親である天皇、院の居住している内裏や院御所で養育される。一方、親王宣下を受けられない皇子や、有力な後見人がいなかったり、母親の出自が卑しい皇子は、養君に出されたのち、出家して僧侶となる以外に道はなかった。このことをふまえて秋山氏は、「僧侶の孫」である為仁の踐祚について、世俗の秩序の中に位置づけられない僧は、元服した「男」より下位に置かれ、観念的に区別され、このような差別は、僧の子や孫にも及び、それ故、僧の孫は出家するのが当然であり、兼実や定家が、「桑門之孫、世人為奇異、為休其嘲、忘帝者之瑕瑾」(「弓削法皇誰人乎、如何々々」と、為仁の即位に憤慨していることにみられるように、「僧侶の孫」の皇子の即位や元服は考えられないことであつたとされている⁽³⁹⁾。このような、皇嗣としての皇子と、僧侶の孫の皇子との歴然とした違いについての秋山氏の見解をふまえれば、僧侶の娘の所世で、誕生の日にちが確かではなく、親王宣下がなされていない為仁は、東宮に立つことのできる皇子ではなく、出家して僧侶になる皇子だったのである。

在子の産んだ子がそのような皇子だったとはいえ、このことは、朝廷内に波紋を生じさせたようである。それから

二カ月後の建久七年（一一九六）正月十七日、兼実は、弟の兼房と「可_レ上表_二事_一」⁽⁶⁰⁾を示し合わせているのである。この二カ月の間に、朝廷内での形勢の逆転が起きたことは確かであろう。妻が前夫との間に儲けた子が、宮中にながり皇子を産んだという、極めて好運な出来事が到来した通親が、この機に乗じて在子を養女にして皇子を手元に預かり、「僧侶の孫」の皇子の踐祚という、常識では不可能なことの実現に向けて行動し始めたのであろう。このような通親のもとに、それまでの兼実一族の躍進に不満を抱いていた反兼実派達が靡いていったのではないであらうか。

天皇の外祖父を目指したものの、生まれた孫が皇女であつた兼実は、朝廷内のこのような形勢の変化に対し、自らの引き時を見極め、兼房と共に辞職の意向を固めたと考えられる。兼実の任子入内は、その最終的な目的——皇子を儲け、東宮に立てて、天皇にすること——を達成することができなかった。任子の入内は、破綻の結果に終わったのである。

（二）兼房の登用

兼実には、同腹の弟に、兼房と慈円がいたが、もともと兼実は兼房とは、二位之中将兼房来、余相逢、件人雖相

建久七年の九条兼実「閑白辞職」（遠城）

親、年来不_レ来、今日始来、未_レ得_二其意_一」⁽⁶²⁾と、同母兄弟でありながら昵懇ではなかった。その兼房を、兼実は任子の中宮立后に際し、中宮大夫としている。そして、さらに兼実は兼房を内大臣とし（中宮大夫には兼実の息良経が補任されている）⁽⁶⁴⁾、そのうえ太政大臣にまでした。兼実は兼房について、「無_二才漢_一、無_二勞績_一、只以_二先公之旧勞_一、下官所_二推挙_一也、為_二上古之政者_一、猶可_レ謂_二非拋者歟_一」⁽⁶⁵⁾と、政治的能力には無能であると評している。後白河法皇が、生前、政治的能力に無能な者を院近臣として登用していたことを強く批判した兼実が、なぜ不適を承知で兼房を太政大臣にまでしたのであろうか。そこで、兼実と兼房の関係について検討することにする。

承安四年（一一七四）三月、八条院の内密の御行の共に、兼房が兼実と同様に車を連ねてきたことを、兼実は「此事不_レ可_レ然、雖_二密々儀_一、於_二件人_一者尤_レ可_レ騎馬供奉、不_レ然者專_レ不_レ可_レ参仕、若_レ又自閑路可_レ参会歟、乗車扈從之条、太_レ見苦事也」⁽⁶⁸⁾と、兼房の行動を非難し、むしろ兼実は兼房を毛嫌いしている。また、寿永二年（一一八三）十一月、源義仲が法住寺御所を襲撃している最中に参院した兼房が戦闘に巻き込まれ、車も従者も失い、徒歩であばら屋に避難したと聞いた兼実は、「日来都籠居之人、

何故今日被_レ院参_レ哉、尾籠之甚、可謂_二嗚呼々々_一と、
 状況をわきまえない兼房の行為に呆れている。このよう
 な、兼実の目からみれば愚鈍な弟兼房の息兼良を、兼実は
 自分の猶子としている。その理由は、「故太閤禪門之孫
 也、功臣之後胤、外家猶以有_二優恕_一、況正孫哉、雖_レ為_二彼大
 納言息、強不_レ可_レ混_二凡俗_一、然而、殊有_レ所_レ思為_二猶子_一」
 と、兼実が尊敬する、賢才な宰相であった父故關白忠通の
 嫡孫である兼良が、その父兼房のように凡俗になることを
 惜しんだからであった。これらの例を見てみると、兼実は
 兼房を、同母弟でありながら、凡庸な、同腹であることを
 恥と思っているようにうかがわれる。

このように、兼実は兼房を劣評する一方で、兼房の昇進
 を図っている。嘉応二年（一一七〇）九月に、兼実は
 「家賞事」として兼房の叙二位を工作したが、成功しな
 かった。⁽⁷¹⁾また、兼房の中納言任官も画策しているが実を結
 んでいない。⁽⁷²⁾兼実は、この兼房の中納言任官失敗について、
 「凡此人於_二余殊有_二遺恨_一、敢無_二会釈_一、然而依憶_二家_一、取_二
 再三推挙_一、無_二許容_一之条、又非_二愚兄之過失_一耳」⁽⁷³⁾と記して
 いる。昇進が思うようにいかない兼房は、同腹の兄弟であ
 りながら右大臣の要職にある兄兼実を妬ましく思っている
 ことがうかがえる。

兼実と兼房の仲がこのようなものであるにもかかわら
 ず、兼実は兼房の昇進の便宜を図っている。兼実が兼房の
 昇進を画策するのはなぜであろうか。金沢正大氏によれ
 ば、兼実は、昇進について、「摂家」「華族」「諸大夫」と
 いった家格に相応した昇進を理念としていたという。⁽⁷⁴⁾兼実
 が意図している、昇進についてのこのような理念をふまえ
 ると、兼実が愚劣と評し、同腹の弟でありながら疎遠な仲
 の兼房の昇進をわざわざ図っているのは、「家賞事」⁽⁷⁵⁾「依
 憶_二家_一」「只以_二先公之旧勞_一」⁽⁷⁶⁾と記しているように、摂関
 家という「家」のために、兼房の昇進運動を行なっている
 と考えられるのである。

（三）慈円の本望

兼実が、無能な弟兼房の昇進に奔走したことにみられ
 る、兼実の「家」のための昇進運動は、兼実のもう一人の
 弟慈円についてもみられる。周知のように、慈円は兼実の
 計らいにより、僧籍において最高位まで昇りつめている。
 しかし、建久二年（一一九一）六月、慈円は座主の辞意を
 申し出ている（勅許は得られていない）。⁽⁷⁸⁾また、同年十一
 月にも、平等院執印の辞意を表明している（この慈円の辞
 意について、兼実は「付_二法印辞退_一、其志甚深、可_レ貴々々」⁽⁸⁰⁾

と記している)。さらに、建久五年(一一九四)にも、慈円は天台座主・法務・権僧正の辞意を表明している⁽⁸¹⁾(この時、慈円の辞意は頼朝にも伝えられたが、頼朝はこれを認めていない⁽⁸²⁾)。

慈円の、これら再三にわたる辞意表明はどのように理解すればよいのであろうか。多賀宗隼氏によれば、慈円の和歌は、単に花鳥風月を詠んだものではなく、慈円の心の忠実な記録であり、慈円を識ることは彼の詠んだ歌を解することであるという⁽⁸³⁾。そこで、慈円が僧籍にある身を詠ったと思われる歌について検討してみたい。

A おほけなく憂き世の民におほふかな我が立つ袖にすみぞめの袖⁽⁸⁴⁾

B いざや雪頭の上につつすまで山の主とも思ふべき身か⁽⁸⁵⁾

C 思はざりき命ながらの山と又度々法の花を見むとは逢ひ難き中に近江の山高み三度来にける身を如何にせむ⁽⁸⁷⁾

E 三度来てまたかへりぬるみ山べの露にしほる身をいかにせん⁽⁸⁸⁾

Aは、百人一首にも収められている、慈円がよく知られた歌である。この歌について、多賀氏は、「彼の地位・境遇と、意気・抱負とを、緊張と荘重のうちによく表現」している、前向きな見方で解釈されている。しかし、国文学の観点からは、『我が立つ袖』に吹く時代の風は烈しく、激動の中世を生きる作者にとって、伝教大師のような『仏たち』に囲まれた精神境はいまや望むべくもない。『おほけなく』という一句を冒頭におかざるを得なかったところに、政治の混乱に巻き込まれ、この渦中で苦悶する慈円の姿を見てとることができ、反面そのような過酷な現実を生きたからこそ得られる宗教人としての「悲しい客観性」といったものが、彼の心を強く領していたことも事実だろう⁽⁹⁰⁾」と、消極的な解釈がなされている。「おほけなし」とは、身分・地位・能力・年齢などから考えて、心・態度・振る舞いがふさわしくなく、出すぎている様を表わす、という意味である。この「おほけなし」の意味や、先にあげた慈円の再三の辞意表明をふまえると、Aの解釈は、後者の方が適していると思われる。このような、慈円の、高い僧籍に対する消極的な姿勢は、B以下の歌にもみられる。

Bは、建久三年(一一九二)に、慈円が座主に任命されたことを聞いた藤原俊成が、慈円に贈った「峯の雪心の底を聞きし時山の主とはかねて知りなき」⁽⁹¹⁾の、座主就任を祝

う意の歌に対する返歌である。「いざや」には、「さあ、いいえ、どうも（～できない）」という否定的な意味がある。このことをふまえれば、Bは、慈円が、「座主に就任したとはいえず）頭に白いものが見える頃までとても務めることができる身ではありません」と詠っていると解釈されよう。多賀氏は、「座主職を以ておうけなき職とする辞令の中にもこれを敬重する念がほの見えている」と、「いざや」を謙遜の意で解釈されているが、先にあげた、『玉葉』に見える慈円の辞意表明をふまえると、氏の解釈には首肯しかねる。また、C・D・Eは、多賀氏が、慈円が三度目の座主職に任命されたことを詠んだものとされている歌である。⁽⁹³⁾ いずれも、座主就任を喜ぶ歌とは解釈し難い。この他にも、慈円は「墨染の袖に包める嬉しさは後の世にこそ身には餘らぬ」⁽⁹⁴⁾「この度を限りにはせむと思ふかな身もうけ難く法も得難し」⁽⁹⁵⁾「あさましや仏の道に入る人の何を心に思ひますらむ」と、僧籍に厭世的な意の歌を詠んでいるのである。

『拾玉集』収載の慈円の和歌について、国文学の観点から考察された山口純代氏によれば、慈円は、九条家の一員としての使命感も地位も身分も捨て、社会的拘束の無い、自由な遁世生活に憧れていたという。⁽⁹⁷⁾ 兼実の、摂関家の人

間は高位高官に就かなければならないという意図とは裏腹に、慈円自身は、高位な僧籍に就くことは本望ではなかったと考えられるのである。

一方、『寺門高僧記』所収の「園城寺衆徒等申状」⁽⁹⁸⁾には、兼実が慈円を四天王寺別当職に補した人事は園城寺衆徒の反感を買い、頼朝が仲裁に入って和解したこと、また、兼実のこの行為は、一族の繁栄のための私利私欲行為で、建久七年の政変は、寺門三宝の威厳によるものであったと記されている。兼房の才能や慈円の願望を無視した、兼実の「摂関家」のための一族人事は、かなり強引なものであったことがうかがわれる。

兼実が、政治的能力に欠ける兼房を、不適を承知で登用したり、慈円に、本人の願望とは正反対の高位な僧籍を与えたりする強引な一族の人事登用を行なったのは、「摂関家」という「家」のためであり、任子の後宮に入れたのも「家」のためである。兼実は、任子に皇子が生まれることを前提に、兼房や慈円を高位高官に就け、「摂関家」のための事業の総仕上げである外戚体制を固めた。

しかし、このような兼実の強引な一族人事は、朝廷内に不満分子を増やすことになる。金沢正大氏は、兼実の人事政策について注目すべき見解を示されている。氏によれ

ば、兼実は摂政就任後、後白河院政下に、家格に相応しない立身出世を遂げた院近臣達を次々と排除しており、この政策は、自らの派閥からも反発を招いたであろうとされている。⁽⁹⁹⁾ 私立私欲の一族人事を通ず兼実の執政に不満な反兼実派達は、反撃の機会の到来をうかがっていた。そこに生まれたのが、皇子為仁だったのである。

為仁の母在子は、僧侶能円の娘で、后妃ではなく、女房の一人にすぎず、為仁も東宮に立つことができる皇子ではなかった。ところが、在子の母は通親に再嫁していた。通親は、いわばこの「義理の娘」の皇子出産を最大限に利用しはじめる。在子を自らの養女に迎え、「外孫」にあたることになる皇子為仁——本来ならば僧になるはずで、踐祚など実現不可能な皇子——の即位に向けて着々と準備を始める。このような好機運の波に乗った通親のもとに、反兼実派達は結集する。

兼実は、不当を貫いてまで外戚体制を形成したものの、自分の娘には皇子は誕生せず、外戚体制下の強引な兼実の一族人事に対して、不満分子は増大していた。そして、思ひもかけない、通親の「外孫の皇子」の出現である。ここで兼実は、自らの敗北を悟ったのである。建久七年（一一九六）正月十七日、外祖父になることができなくなった兼

実は、外戚体制形成のために太政大臣にした弟兼房と共に、関白の座を降りる決心をつけたのである。金沢正大氏によれば、この年、兼実は公卿人事を行なっていないという。⁽¹⁰⁰⁾ このことは、兼実に引退の意向が生じたためではないであろうか。兼実の関白辞職は、「家」のために、不当な一族人事を貫いたものの、それが失敗に終わったことに對する「引責辞任」と考えられるのである。

おわりに

本稿で述べてきたことをまとめると、以下のようになる。

『玉葉』『三長記』を主な典拠として、建久七年の「政変」についてみてきた。『愚管抄』に立脚した通説的理解では、兼実は通親ら反対勢力により失脚させられ、頼朝もそれを黙認していたとみなされている。しかし、記録類にもとづいてみると、兼実は、関白を罷免になったとはいいい難い。また、「関東の住人」頼朝にとって、この「政変」は、寝耳に水の出来事であった。

摂関家に生まれた兼実は、外戚摂関の再興を目指していた。この理想実現のため、兼実は娘任子の後鳥羽天皇の後宮に入内させた。そして、政治的能力に欠ける弟兼房を昇

進させ、慈円を、本人の意志に関係なく、高い僧籍に就かせた。この、強引な一族の人事登用により、任子に生まれるはずである皇子の外戚体制を築き上げた。

ところが、任子に生まれたのは皇女であった。兼実は、後白河法皇が、生前、政治的に無能な者を院近臣として登用し、朝政に関与させることに反対を唱え、摂政就任後は、その排除に努めてきた。にもかかわらず、兼実は「摂関家」という家のため、不適を承知で、政治的能力に欠ける兼房を太政大臣にまで昇進させ、慈円にも、反対派の声を押さえて高い僧籍を与えていた。このような兼実の人事政策に、反兼実派のみならず、自己の派閥からも反発が出ていた。反兼実分子は膨れ上がっていたのである。そこに、任子の第二子を待つ間もなく、天皇の外祖父競争とは無縁の皇子を外孫にした「外祖父」通親のもとに、反兼実派がその行動を開始する。

ここで兼実は、悲願であった外戚摂関の地位を断念する。それから二カ月後に、兼房と執柄を上表することを相談し、一切の公卿人事から手を引いた。

建久七年の「政変」は、「クーデター」ではない。兼実は、目指していた外戚摂関再興が失敗に終わり、自らが行なった不当な一族人事に対する責任をとって、閑白を「辞

職」したのである。兼実が払拭しきれなかった「家格」の観念が、自らの政治的生命を縮める結果を導いたといえよう。

註

- (1) 上横手雅敬「幕府と京都」(『京都の歴史2』一九七一、同著「鎌倉時代政治史研究」(吉川弘文館、一九九一)に所収)。杉橋隆夫「鎌倉初期の公武関係——建久年間を中心に——」(『史林』五四巻六号、一九七一)。多賀ゆかり「鎌倉初期の公武関係」(『史窓』三三三号、一九七五)。『日本歴史大系2 中世編』(山川出版社、一九八五)七四頁(新田英治氏執筆部分)。

- (2) 遠城悦子「建久元年の源頼朝上洛に関する一考察」(『法政史学』四四号、一九九二)六六―七四頁。同「建久六年の源頼朝上洛についての再考察」(『法政史学』四五号、一九九三)。

- (3) 『三長記』建久七年十一月二日条。

- (4) 『三長記』建久七年十一月五日条。

- (5) 同右。

- (6) 『三長記』建久七年十一月七日条。

- (7) 『三長記』建久七年十一月二十五日条。

- (8) 『公卿補任』建久七年の項参照。

- (9) 『三長記』建久七年十二月二日、三日、四日、九日条。

- (10) 『三長記』建久七年十二月二日条。
 - (11) 『三長記』建久七年十二月三日条。
 - (12) 『三長記』建久七年十二月四日条。
 - (13) 『玉葉』元暦元年九月十三日条。
 - (14) 『玉葉』元暦元年九月十八日条。
 - (15) 『玉葉』元暦元年十月二十九日条。
 - (16) 『玉葉』元暦元年十月三十日条。
 - (17) 『玉葉』元暦元年十月二十九日条。
- なお、『玉葉』寿永二年四月三日条にも、兼実が右大臣を良経に譲りたい意向の記事がある。
- (18) 『後愚昧記』永徳三年二月二日条。
 - (19) 『玉葉』建久元年十一月二十三日条に、「賀茂臨時祭也、(中略)中宮上御壺弥御装束如_レ常」とあり、任子は、賀茂臨時祭に、毎年出席していたと想定される。
 - (20) 『三長記』建久七年十一月十八日条。
 - (21) 『三長記』建久七年十一月十九日条。
 - (22) 『三長記』建久七年十一月二十六日条。
 - (23) 『三長記』建久六年十二月五日条。
 - (24) 五味文彦「八条院をめぐる諸権門」(『小川信先生古希記念論集 日本中世政治社会の研究』続群書類従類従完成会、一九九一)三八頁。
 - (25) 『玉葉』建久九年正月五日条。
 - (26) 『玉葉』建久九年正月七日条。
 - (27) 同右。

建久七年の九条兼実「関白辞職」(遠城)

- (28) 『玉葉』正治二年正月二十七日条。
- (29) 『三長記』建久七年十一月二十八日条。
- (30) 『三長記』建久七年十二月六日、七日条。
- (31) 『三長記』建久七年十二月六日条。
- (32) 『三長記』建久七年十一月二十五日条。
- (33) 『吾妻鏡』建久元年十一月十一日、十三日、十六日、二十三日、十二月四日、五日、八日条。
- (34) 『玉葉』建久元年十一月五日、八日、九日、十日、二十二日条。
- (35) 『玉葉』建久元年十二月十二日、十三日条。
- (36) 『玉葉』建久六年四月一日条。
- (37) 『玉葉』建久六年三月三十日条。
- (38) 『玉葉』建久元年十一月九日条。
- (39) 遠城悦子「建久六年の源頼朝上洛についての再考察」(前掲)三八頁～三九頁。
- (40) 土田直鎮『日本の歴史5 王朝の貴族』(中央公論社、一九六五)八〇～一〇三頁。中野栄夫『日本中世史入門』(雄山閣、一九八六)三七頁。
- (41) 遠城悦子「『玉葉』における九条兼実と源頼朝の関係——『親幕派兼実』の再検討——」(『法政史学』四二号、一九九〇、以下、旧稿とはこの論文を指す)二四、三二～三三頁。
- (42) 『玉葉』文治五年四月三日条。
- (43) 『玉葉』建久元年五月一日条。

- (44) 『玉葉』建久元年四月二十六日条。
- (45) 『玉葉』建久二年二月二十一日条。
- (46) 『玉葉』建久二年九月十七日条。
- (47) 『玉葉』建久二年十一月二十一日条。
- (48) 『玉葉』建久三年正月十日条。
- (49) 『玉葉』建久五年正月二十日条。
- (50) 『玉葉』建久六年三月十五日条。『玉葉』同日条にみられるような、着帯の儀に際して、胎児の性別を左右する目的の「迷信」は、他にもあったようである。『山槐記』治承二年六月二十八日条の「主上奉_レ令_レ結_二御帶_一給、主上令_レ座_二宮御左方_一給、求_レ男之人其夫居_レ左」が小川寿子氏によって紹介されている(山中裕・鈴木一雄編『平安時代の儀礼と歳事』〔至文堂、一九九一〕「貴族の通過儀礼」同氏執筆部分)。
- (51) 『三長記』建久六年八月十三日条。他に、同年八月十四日、十五日、十六日条。
- (52) 『歴代編年集成』『皇代記』なお、『伏見宮御記録』『皇代暦』『本朝皇胤紹運録』は、建久七年十二月二日としてゐる。
- (53) 金沢正大「関白九条兼実の公卿減員政策——建久七年政変への道——」〔『政治経済史学』二二六号、一九八五〕六九頁。
- (54) 『増鏡』一 おどろのした。
- (55) 『五代帝王物語』。
- (56) 僧侶の娘は女房になる者が多かったという(秋山喜代子「養君にみる子どもの養育と後見」〔『史学雑誌』第一〇二編第一号、一九九三〕八六頁。註三三)。
- (57) 赤羽洋輔「建久九年土御門天皇受禪事情とその背景」〔『政治経済史学』二三号、一九六四〕一四頁。多賀ゆかり、前掲論文五三頁。『日本歴史大系2 中世編』(前掲)、七四頁(新田英治氏執筆部分)。橋本義彦『源通親』(吉川弘文館、一九九二)一三〇頁。
- (58) 註(52)に同じ。
- (59) 秋山喜代子「皇子女の養育と「めのと」——鎌倉前期を中心に——」〔『遙かなる中世』一〇号、一九八九〕二五頁。同「養君にみる子どもの養育と後見」(前掲)七五〜七六頁。
- (60) 『玉葉』建久七年正月十七日条。
- (61) 『尊卑分脈』第一篇八四頁参照。
- (62) 『玉葉』安元元年八月三日条。
- (63) 『玉葉』建久元年四月二十六日条。
- (64) 『公卿補任』文治六年の項参照。
- (65) 同右。
- (66) 『玉葉』建久二年三月二十八日条。
- (67) 旧稿一九〜二二頁。
- (68) 『玉葉』承安四年三月九日条。
- (69) 『玉葉』寿永二年十一月十九日条。
- (70) 『玉葉』文治三年三月十五日条。

(71) 『玉葉』 嘉応二年九月二十七日条。

(72) 『玉葉』 寿永二年正月十三日、十九日、二十三日、三月十七日条。

(73) 『玉葉』 寿永二年四月三日条。

(74) 金沢正大、前掲論文六四頁。

(75) 註(70)に同じ。

(76) 註(72)に同じ。

(77) 註(66)に同じ。

(78) 『玉葉』 建久二年六月十三日、十六日条。

(79) 『玉葉』 建久二年十一月二十四日条。

(80) 『玉葉』 建久二年閏十二月四日条。

(81) 「叡山衆徒披陳狀」(『大日本史料』第四編之四、建久五年正月十七日条)、『玉葉』建久五年二月六日、二十二日条。

(82) 『玉葉』 建久五年三月一日、三日条。

(83) 多賀宗準『慈円』(吉川弘文館、一九五九)五―六頁。

(84) 『千載和歌集』卷第一七 雜歌中一一三七。

(85) 『拾玉集』(『校註國歌大系』第一〇卷)卷第五。

(86) 『拾玉集』卷第四 詠百首和歌。

(87) 『拾玉集』卷第六 略秘贈答和歌百首。多賀氏は、「あひがたき法にあふみの山高み」とされているが(同著『慈円』(前掲)九七頁、出典不明記)、この歌を指すものと思われる。なお、類似した歌として、『拾玉集』巻第四詠百首和歌に、「逢ひ難き法に近江の山高み三度消えける身を

如何にせむ」が収録されている。

(88) 多賀氏は、この歌を『慈円』九七頁(前掲)において引用されているが、出典が不明記である。管見の限りでは、『拾玉集』にこの歌を見いだすことができなかった。

(89) 多賀宗準、前掲書二―三頁。

(90) 『日本名歌集成』(学燈社、一九八九)二六二頁

(91) 『拾玉集』巻第五。

(92) 多賀宗準、前掲書六〇頁。

(93) 多賀宗準、前掲書九七頁。

(94) 『拾玉集』巻第一 厭離百首。

(95) 『拾玉集』巻第二 一日百首。

(96) 『拾玉集』巻第六 厭離歌百首。

(97) 山口純代「慈円論——拾玉集における『心』を中心として——」(『国文』五七号、一九八三)一一頁―一四頁。

(98) 『寺門高僧記』(『大日本史料』第四編之五 建久七年四月十八日条)。

(99) 金沢正大、前掲論文六八頁。

(100) 金沢正大、前掲論文六九頁。

〔付記〕

本稿は、卒業論文以来、本誌に発表させていただいてきた、一連の小稿の完結編ともいうべきものである。指導教授の中野栄夫先生には、ご多忙にもかかわらず、卒業後もご指導いただいた。ここに記して、深く感謝の意を表したい。